

医療法人 裕紫会

採用奨励金マニュアル

第1条（目的）

本規程は、当法人の人材確保を推進するため、紹介による採用および自己応募による採用を奨励し、奨励金を支給する基準を定める。

第2条（対象者）

1. 本規程の対象は、当院の正職員として採用され、試用期間を経て本採用に至った者とする。
2. 紹介採用の場合は紹介者及び採用された被紹介者に、自己応募の場合は採用された本人に奨励金を支給する。

第3条（奨励金）

奨励金の対象となる金額及び職種は（別表）に定める。またその額や職種は募集状況や経営状況その他を勘案し、理事長が改定できる。

第4条（支給時期・条件）

1. 奨励金は、本採用から6か月経過後に支給する。
2. 奨励金は、入職者本人が支給までの期間において勤務すべき日数の90%以上勤務した場合に支給する。

第5条（支給方法・税務上の取扱い）

1. 奨励金は現金または銀行振込により支給する。
2. 奨励金の対象者が法人と雇用関係にある場合は特別手当として給与払い、雇用関係にない場合は紹介報酬として支払する。

3. 所得税・社会保険料等、控除後の実際の受取額は、奨励金総額より少なくなる場合がある。

第6条（その他）

1. 自己応募による採用は、本マニュアルに基づき奨励金を支給するが、紹介扱いとはしない。
2. 有料の職業紹介業者、技能実習制度等を経由して採用された者は奨励金の対象外とする。
3. 奨励金に関して本規程に定めのない事項は、理事長が別途定める。

(別表)

支給種別		特別手当		紹介報酬
応募区分		自己応募	紹介応募（本人と紹介者へ支給）	
支給対象者		本人	紹介者 (職員)	紹介者 (非職員)
募集職種	薬剤師	10 万円	20 万円 ※奨学金生が奨学金生を紹介した場合は半額	
	看護師			
	放射線技師			
	臨床検査技師			
	臨床工学技士			
	PT/OT/ST			
	社会福祉士			
	管理栄養士	5 万円	10 万円	
	准看護師			
	介護福祉士			
	ケアマネ			
	その他の 介護職	3 万円	5 万円	
	医師事務 作業補助			
	診療録管理士			
	医事課員 (実務 5 年以上)			

補足) 1. 主たる業務として採用された募集職種の金額とする。例えば看護師免許保持者がケアマネとして採用された場合はケアマネ欄の額が支給される。